

第 84 号議案

神戸市立墓園条例の一部を改正する条例の件

神戸市立墓園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 11 月 27 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立墓園条例の一部を改正する条例

神戸市立墓園条例（昭和41年3月条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（墓園の施設）</p> <p>第3条 墓園に次に掲げる施設（以下「墓園施設」という。）を置く。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 樹林葬墓地（市長が定める樹林区域内に焼骨を埋蔵する墳墓をいう。）</u></p> <p>（使用許可）</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 墓園施設又は附属施設を使用しようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。</p>	<p>（墓園の施設）</p> <p>第3条 墓園に次に掲げる施設（以下「墓園施設」という。）を置く。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 樹林葬墓地（市長が定める樹林区域内に焼骨を埋蔵する墳墓をいう。）</u></p> <p>（使用許可）</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 墓園施設又は附属施設を使用しようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。</p>

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) [略]

(2) 一般の墓地又は期限付墓地を使用しようとする場合にあっては、当該墓園施設を管理することができる者であって、次のいずれかに該当する者であること。

ア 本市に引き続き 6 月以上住所を有する者

イ 生前に市民であった者の焼骨を所持している者

(3) 区画型合葬式墳墓を使用しようとする場合にあっては、本市に引き続き 6 月以上住所を有する者であって、次のいずれかに該当する者であること。

ア 当該墓園施設を管理することができる者

イ 自己の死後にその焼骨の埋蔵をすることを希望する者

(4) 附属施設を使用しようとする場合にあっては、本市に引き続き 6 月以上住所を有する者であること。

(5) 合葬式墓地又は樹林葬墓地を使用しようとする場合にあっては、次

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) [略]

(2) 一般の墓地及び期限付墓地を使用しようとする場合にあっては、祭祀を主宰すべき者であること。

(3) 区画型合葬式墳墓を使用しようとする場合にあっては、祭祀を主宰すべき者又は自己の死後にその焼骨の埋蔵をすることを希望する者であること。

(4) 一般の墓地、区画型合葬式墳墓若しくは期限付墓地又は附属施設を使用しようとする場合にあっては、本市に引き続き 6 月以上住所を有する者であること。

(5) 合葬式墓地を使用しようとする場合にあっては、次のいずれかに該

のいずれかに該当する者であること。

ア～エ [略]

3、4 [略]

(使用者の地位の承継等)

第9条 次の各号に掲げる場合において当該各号に定める者が使用者の地位を承継しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(1) 使用者の死亡その他の理由により墓園施設又は附属施設を管理する者が代わった場合 当該墓園施設又は附属施設を管理する者

(2) 第11条の規定により使用許可が取り消され、又は使用許可の期間が終了した場合において改葬する者がいないとき(以下「承継者不在時等の場合」という。) 使用者の親族又は市長が正当な理由があると認める者

2 前項の規定にかかわらず、区画型合葬式墳墓、合葬式墓地又は樹林葬墓地の使用者の地位は、承継することができない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

当する者であること。

ア～エ [略]

3、4 [略]

(使用者の地位の承継等)

第9条 次の各号に掲げる場合において当該各号に定める者が使用者の地位を承継しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(1) 使用者の死亡その他の理由により祭祀を主宰する者が代わった場合 当該祭祀を主宰する者

(2) 使用者が死亡し、当該使用者の地位を承継する者がいない場合又は第11条の規定により使用許可が取り消され、若しくは使用許可の期間が終了した場合において改葬する者がいないとき(以下「承継者不在時等の場合」という。) 使用者の親族又は縁故者

2 前項の規定にかかわらず、区画型合葬式墳墓、又は合葬式墓地の使用者の地位は、承継することができない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(使用終了時等の取扱い)

第12条 [略]

2 [略]

3 市長は、区画型合葬式墳墓への埋蔵、合葬式墓地への埋蔵若しくは収蔵又は樹林葬墓地への埋蔵をした焼骨の返還は行わないものとする。ただし、区画型合葬式墳墓への埋蔵又は個別安置施設への収蔵をした焼骨について使用者が使用許可の期間内にしたその返還の申出を市長が承認したときは、この限りでない。

4～7 [略]

別表第1（第2条関係）

(1) 墓園

名称	位置
[略]	[略]
神戸市立西神墓園	[略]
神戸市立樹林葬墓地	神戸市北区山田町下谷上
[略]	[略]

(2) [略]

別表第2（第6条関係）

(1) 墓園使用料

(使用終了時等の取扱い)

第12条 [略]

2 [略]

3 市長は、区画型合葬式墳墓への埋蔵又は合葬式墓地への埋蔵若しくは収蔵をした焼骨の返還は行わないものとする。ただし、区画型合葬式墳墓への埋蔵又は個別安置施設への収蔵をした焼骨について使用者が使用許可の期間内にしたその返還の申出を市長が承認したときは、この限りでない。

4～7 [略]

別表第1（第2条関係）

(1) 墓園

名称	位置
[略]	[略]
神戸市立西神墓園	[略]
[略]	[略]

(2) [略]

別表第2（第6条関係）

(1) 墓園使用料

ア 許可の際納付すべき使用料

種別	面積	金額
[略]	[略]	[略]
期限付墓地	[略]	[略]
		[略]
樹林葬墓地	—	1体につき 150,000円

イ [略]

(2) [略]

ア 許可の際納付すべき使用料

種別	面積	金額
[略]	[略]	[略]
期限付墓地	[略]	[略]
		[略]

イ [略]

(2) [略]

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

理 由

樹林葬墓地の整備及び一般の墓地等の使用の許可にかかる対象者の追加等に当たり、条例を改正する必要があるため。